

+

令和5年 第9回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第9回農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年9月22日(金)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年9月22日 午前9時30分				
	閉会	令和5年9月22日 午前10時02分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	×
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番2番	宮脇 勇	席番3番	神宮司 順子		
職務のため出席 した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	主幹兼農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第57号 買受適格証明願の承認について</p> <p>議案第58号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第60号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第61号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第62号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第9回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。山下昭一委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番2番宮脇勇委員と席番3番神宮司委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、橋口委員の報告をお願いします。</p>
委員	橋口	<p>会長より依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告します。資料は4ページの18番です。あっせん対象の農地は資料に記載のとおりです。譲渡人は、志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立日は、令和5年8月21日でした。あっせん価格は、総額70万円でした。あっせん委員は、谷宮委員と私、橋口でした。</p>
議長 委員	萩迫 平川	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、平川委員の報告をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページ、あっせん成立資料の19番です。所在、地目等は資料のとおりです。場所は、字尾からそお街道を南へ進んだ伊崎田鍋集落入口の点滅信号の周辺に5筆、点滅信号を右折した突き当りの先に3筆、点滅信号から北へ400mほど引き返した右側に2筆あります。</p> <p>譲受人は有明町伊崎田の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんで、主にお茶を栽培されており、農機具はトラクター3台、摘採機5台、耕運機3台、トラック3台のほか、お茶に関わる機械一式を保有されています。〇〇さん宅からは、車で約2分の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は、畑13,523㎡が10a当たり35万5,000円の総額480万円でした。あっせん委員は、中之内委員と私、平川でした。</p>
議長 委員	萩迫 宮脇茂樹	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇茂樹委員の報告をお願いします。</p> <p>8月の総会で依頼のありましたあっせんが成立いたしましたので、報告いたします。4ページのあっせん成立資料20番です。所在、地目等は資料のとおりです。</p> <p>場所は、県道63号志布志福山線沿いの伊崎田小学校の先にあるコンビニセブンイレブンから志布志市役所有明庁舎方面に500m行った有明塗装店先を右折し、西に150m進んだ左側に4筆が隣接してあります。</p> <p>譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。主にお茶を栽培されており、農機具はトラクター3台、防除機2台、摘採機4台、管理機3台を保有されています。〇〇さん宅からは、車で5分以内の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は、14,451㎡が10a当たり約47万5,400円の総額687万円でした。あっせん員は中之内委員と私、宮脇でした。</p>

議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。8月30日を皮切りに、令和5年度志布志市秋季畜産品評会が地区ごとに開催されましたので、それぞれ記載のとおり参加いたしました。</p> <p>事務局との月例の事務打合せ及び議案打合せを、1日と11日にそれぞれ行いました。9月9日には、鹿児島県中央会の山野会長の全国農業協同組合中央会会長就任に伴う祝賀会に出席しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、2件の申請でございます。まずは、6ページ、番号56番を審議いたします。番号56番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号56を報告いたします。譲渡人は、愛知県半田市稲穂町にお住まいの〇〇さん90歳で、譲受人は志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、安楽安良集落内の松崎農機商会から西側の方へ降りて行った通称三郎丸の水田地帯の2筆になります。譲受人宅からは3kmのところになります。</p> <p>〇〇さんは夫婦で早期水稻を主に栽培しており、申請地にも、引き続き早期水稻を作付けされる予定とのこと。トラクター2台、田植え機、コンバイン、そして米乾燥機などを保有されております。米の苗作りから出荷までの一貫経営をされています。10ha近くの水田を耕作されておりますが、ほ場だけでなく、周りの道路もいつも綺麗に管理されており、この土地も長きにわたり耕作されていたところで、何ら問題ないものと思われまます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号57番を審議いたします。宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	<p>会長より依頼のありました番号57号を報告いたします。譲渡人は志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、ファミリーマート有明野神店からそお街道を南へ2.2kmほど行った点滅</p>

		<p>信号を右折し、150m行き左折、さらに、440m進み左折した右側3筆目になります。譲受人宅からは100mのところになります。</p> <p>〇〇さんは、本人、配偶者、母親の3人で生産牛、親牛4頭、子牛2頭を飼養しており、申請地には牧草を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しております。〇〇さんの取得後の経営面積が50a未満であるため、総会資料4ページに営農計画書を添付しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p>
委員	福岡裕幸	<p>次に日程第5、議案第57号買受適格証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>8ページ、番号1番を審議いたします。福岡裕幸委員の説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号1を報告いたします。申請人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は松山町泰野市ノ原にありますエフエム農機の裏手にあり、〇〇さん宅から約1.5kmのところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、夫婦を中心に雇用を入れて甘藷やじゃがいも等を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター10台のほか、収穫機等を多数所有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、買受適格者であると思われます。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、買受適格証明願については承認し、買受適格証明書を交付することに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第57号買受適格証明願の承認については承認し、買受適格証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>併せて、お諮りいたします。買受適格証明願の申請人において、農地法第3条の規定による許可申請があった際には、会長権限により許可書を交付す</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>ることに御異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、買受適格証明願の申請人から農地法第3条の規定による許可申請があった際には、会長権限により許可証を交付することといたします。 次に、日程第6、議案第58号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 10ページ、番号17番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>議案第58号、番号17について報告いたします。調査日は9月7日、調査委員は柳井委員、田尾委員と私、福岡です。総会資料は、6ページから9ページです。 譲渡人は、鹿児島市薬師二丁目にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、有明町野井倉の肆部合公民館から市道吉村押切線を南に550m進んだ右側に位置します。除外の目的は、農業用倉庫、車両置場、作業場です。申請地は、すでに一部車両置場のために砕石等を入れてあるため、始末書添付での申請となっています。 申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。 以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみましました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第58号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 はじめに、12ページ、番号43番を審議いたします。番号43番は、令和5年第8回定例総会の議案第49号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号16番で審議されましたところの5条申請でございます。</p>

会場 議長	委員 萩迫	これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号44番を審議いたします。番号44番は、令 和5年第6回定例総会の議案第35号、農業振興地域整備計画変更協議に係る 番号11番で審議されましたところの5条申請でございます。 これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請につい ては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第60号非農地証明願の承認についてを議題とします。 14ページ、番号13番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告 をお願いいたします。
委員	井久保	議案第60号、番号13番について報告いたします。調査日は9月7日、調査 委員は山下昭一委員、今市委員と私、井久保で、事務局から2名の同行があ りました。 申請人は、広島県呉市にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんの 知人で申請地近隣にお住まいの〇〇さんでした。総会資料は10ページから12 ページです。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞ れ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、JAそお鹿児島志布志支店前から市道昭和弓場ヶ尾線を北へ約 580m進み、曾於地域公設地方卸売市場の南側にある坂上種苗店前を左折し、 市道宗妻2号線を西方向へ約210m進んだ先の交差点を左折して、30m進ん だ右側に位置します。周辺の状況は北側が宅地、東側は公衆道路、南側は宅 地、西側は公衆道路です。 申請地は、南側の隣接地に昭和50年に建設した居宅の敷地、庭として利用 されており、20年以上経過しております。また、申請地は狭隘で周囲を宅地 と公衆道路に囲まれ、農地への復元は困難であると思われま。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照ら し、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみましました。御審 議方、よろしく願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す ることに御異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号14番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。
	委員 今市	議案第60号、番号14番について報告いたします。調査日は9月7日、調査委員は山下昭一委員、井久保委員と私、今市と事務局より2名の同行がありました。 申請人は、鹿児島市鴨池〇丁目〇〇番〇号の被相続人亡〇〇 相続財産管理人、弁護士〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 申請地の場所は、国道220号線の志布志港入口交差点から南へ800m進み、県営緑ヶ浜団地入口を左折し、120m北へ進んだ先の住宅地内に位置します。申請地の周辺は住宅地で、不耕作により原野化している状況です。立会人からの聞き取りによると、40年ほど前から宅地化が進み、それに伴い申請地は耕作されず、現在に至っている状況です。近隣地も住宅地以外は原野化しており、住宅が接近しているため、耕作が容易にできる状況ではなく、農地に復旧する見込みもない状況です。 以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号15番を審議いたします。現地を調査された田尾委員の報告をお願いいたします。
	委員 田尾	議案第60号、番号15番について報告いたします。調査日は9月7日、調査委員は柳井委員、福岡裕幸委員と私、田尾で事務局から1名の同行がありました。 申請人は、熊本県熊本市東区にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、志布志市有明町野神の曾於地区森林組合からそお街道を北に1.1km進み右折し、市道中野芝用線を東に230mほど進んだ左側に位置します。立会人から聞き取ったところ、〇〇さんは平成28年に相続されたが、昭和62年に倉庫が建築されて以降、宅地として利用されており、農地への復元が困難になったものだという事でした。 以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第60号非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
事務局	宮田	次に、日程第9、議案第61号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。 はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。 議案第61号、農用地利用集積計画決定について農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分についてご説明いたします。議案書16ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。 公告日は令和5年9月29日で、面積は畑が9,012㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は2人で、売買によるものです。 所有権移転の詳細につきましては、議案書17ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。 17ページ、番号19番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場 議長 会場 議長	(〇〇委員 退席) 萩迫 委員 萩迫	それでは、番号19番について、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 (〇〇委員 入室) 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。 次に、17ページ、番号20番と16ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。

<p>事務局 桑水</p>	<p>次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第61号、農用地利用集積計画決定のうち利用権の設定及び利用権の転貸についてご説明申し上げます。議案書は、18ページから38ページとなっております。まずは、議案書18ページの利用権設定の総括表をご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和5年9月29日で、始期は令和5年10月1日となります。設定期間が3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が1万5,267㎡、畑が7万1,852㎡、樹園地が6万7,267.21㎡で合計しますと、15万4,386.21㎡となり、うち更新分は5万234.21㎡となっております。利用権の設定をする者の数が33名で、利用権の設定を受けようとする者の数が17名であります。利用権の設定を受けようとする者が利用権の設定をする者の数より16名少ないのは、受け手貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、19ページから32ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について議案書33ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日が令和5年9月29日で、始期が令和5年10月1日です。設定期間は、3年から10年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が1万4,045㎡、畑が3万1,484㎡で、合計しますと4万5,529㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は9名であります。詳細につきましては、34ページから38ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第61号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>19ページ、番号1番から32ページ、番号36番までと、18ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。34ページ番号1番から、38ページ番号14番までと、33ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第61号農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第62号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第62号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてご説明いたします。議案書40ページお開きください。</p> <p>番号19の申出者は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、脇田廣昭委員、工藤委員の指名をご提案いたします。以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第62号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で全日程終了いたします。これで本日の会議を終了いたしました。ご苦労さまでした。</p>

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員